

- ① 今後の地域社会を支える子育て世代の移住を強力に推進するため、移住支援金に新たに「子育て世帯加算」を拡充。
- ② 市町村が都市住民の立場・視点を把握する人材を移住支援窓口を受け入れる経費を支援し、市町村の移住支援窓口の機能を強化することで、デジタル人材等の地方移住を促進。

## ①子育て世帯への加算（拡充）

世帯で移住する際には、現行制度での移住支援金の支給額は最大100万円であるが、18歳未満の子ども帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大30万円を加算する。

### 移住支援金支給額

(現行) 単身：最大 60万円

(現行) 世帯：最大 100万円

(拡充) 子育て世帯加算：最大30万円※

※ 加算額は、18歳未満の帯同人数×30万円

## ②地方移住支援窓口機能強化事業（拡充）

### 地方創生移住支援事業

#### (1) マッチング支援事業

・移住支援金の対象企業等を掲載するマッチングサイトの開設・運営等

#### (2) 移住支援事業

・移住支援金の支給等

#### (3) 地方移住支援窓口機能強化事業（拡充）

・市町村の移住支援窓口機能の強化

### 派遣対象者

三大都市圏に本社機能を有する企業等の社員（非常勤・テレワーク、複数人での業務分担も含む）  
派遣時に三大都市圏に勤務することを要しないが、三大都市圏での居住・勤務経験がある社員

### 活動内容（例）

移住支援窓口機能を強化する幅広い活動に従事

○都市住民の立場・視点を取り込んだ移住情報の収集

○移住情報の発信

○移住相談会、移住体験の実施

○受入体制の整備（ネットワークづくり）等

### 支援額

派遣元企業に対する負担金など受入に要する経費 上限額 国費年間500万円（1/2補助）

受入準備経費（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）も含む

### 派遣期間

最長2年（事業実施期間は令和4年度から令和6年度）

# 地方創生移住支援事業：マッチング支援事業のガイドライン等改正について

- 地方創生移住支援事業におけるマッチング支援事業は、地域経済への波及効果等の観点から都道府県が選定した中小企業等を対象として、求人広告等の作成及びマッチングサイトを用いた当該情報の提供等を支援するもの。さらに都道府県は求人情報を民間事業者に提供し、民間求人サイトに掲載することにより、東京圏の求職者等による都道府県の求人情報検索が可能となっている。
- しかしながら、就業（転職）を伴う移住者数が伸び悩んでいることから、これまでは都道府県の求人情報は国が指定する民間事業者に提供することをガイドライン等において定めていたが、今回、**都道府県が求人情報の提供先（民間求人サイト等）を自ら戦略的に選定することができるようガイドライン等を改正する予定**である（なお、従来の民間事業者に引き続き提供することも可能）。
- ガイドライン等の改正は今月下旬を予定している。都道府県におかれては、マッチングの現状等本事業の実施状況を把握の上、今後の求人情報の提供先を含め事業の取組方針について十分に検討いただきたい。

## マッチング支援のイメージ

➤ 求人情報サイトの開設・運営等を地方創生推進交付金で支援

国

➤ 都道府県の求人情報等の掲載等について協力要請

地方の求人情報を民間企業との連携により全国へ発信

民間求人サイト

都道府県

➤ 都道府県の求人情報を東京圏の求職者等が、検索可能

➤ 民間事業者に地方の中小企業等の求人広告等を提供